| No. | 分類 | 項目 | ご質問 | 関連する資料 | ご回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 応募と審査 | 審査会 | 審査会に出席できる人数と、説明資料の投影や当日配布の可否をご教示ください。 | 募集要項 12(5) | ・審査会（ヒアリング）への出席人数は、5名以内です。<br>・説明資料は、提出済みの提案書の内容で、プロジェクター等による投影が可能です。<br>・プロジェクター、スクリーン、PC等が必要な場合は、提案書の提出時に併せてご要望ください。<br>・当日の資料の追加配布は、認められません。 |
| 2 | | 財務書類 | 提出する財務書類は、直近1期分でよろしいでしょうか。財産目録を作成していない場合、代わりの書類（勘定科目内訳明細書など）でよろしいでしょうか。 | 募集要項 11(9) | ・前事業年度の収支計算書（損益計算書）、貸借対照表及び財産目録等は、直近1期分をご提出ください。<br>・財産目録を作成していない場合は、勘定科目内訳明細書などで代えることができます。 |
| 3 | 費用と収入の前提 | 光熱水費 | 参考内訳の光熱水費と燃料費について、電気・ガス・水道の内訳と、算定の前提（契約電力、他施設の実績を参考にしたか等）をご教示ください。 | 指定管理料参考内訳 | ・参考内訳の光熱水費は、水道料50,000円/月・電気料370,000円/月、ガス代10,000円/月として積算しています。<br>・年度ごとの料金増減は、オフィスの稼働率による変動です。<br>・算定の前提は、室戸世界ジオパークセンターを参考にした概算金額です。 |
| 4 | | 設備と仕組み | インターネット回線・Wi-Fiと、会員管理・決済・入退室の仕組みについて、市が整備するものと指定管理者が用意するものをご教示ください。 | 仕様書 13 | 【ネットワーク設備】<br>・市が整備するのは、インターネット回線の引込み及びルーターの設置までです。<br>・回線の月額利用料及び機器の保守は、指定管理者が負担します。<br>・上記以外の通信機器等が必要な場合は、指定管理者が整備してください。<br>【会員管理・決済・入退室の仕組み】<br>・市で整備を予定しておりませんので、会員管理、決済、入退室管理に必要なシステムは、指定管理者に提案していただくことを基本とします。<br>・システムの導入費・運用費は、指定管理料参考内訳に含まれていません。<br>・システムで取り扱う個人情報は、関係法令及び協定書に基づき、適正に管理してください。 |
| 5 | | 開館までの期間 | 令和9年度の指定管理料と利用料金収入の見込みは、4月から開館までを含む12か月分の想定でしょうか。また、開館前に指定管理予定者として予約の受付や広報を行うことはできますか。 | 募集要項 12(8)、指定管理料参考内訳 | 【令和9年度の期間・見込み】<br>・令和9年度の指定管理料の上限額1,150万円は、4月1日から開館までの準備期間を含む12か月分として算定しています。<br>・参考内訳の利用料金収入は、開館後の12か月分を想定しています。<br>・開館は令和9年5月頃を予定しています。<br>【開館前の予約の受付・広報】<br>・協定締結日（令和9年4月1日）前は、指定管理予定者に施設の管理権限はありません。<br>・予約の受付や広報について、市と事前に協議のうえ、募集案内の周知、仮申込みの受付に限り、予定者の責任と費用負担で行うことができます。 |
| 6 | | 利用数の見込み | 参考内訳の「3年間の利用数想定」について、設定の考え方（近隣の類似施設の実績を参考にした等）をご教示ください。 | 指定管理料参考内訳（歳入の数量） | ・参考内訳の利用数は、類似施設の実績を参考に、市が設定した見込みです。<br>・この数値は、利用者数や収入を保証するものではありません。 |
| 7 | 協定 | 協定書 | 基本協定書と年度協定書のひな型をご提示いただけますか。指定管理料の定め方と、物価が大きく変わった場合の扱いを確認させていただきたく存じます。 | 仕様書 21・22 | 【ひな型の提示】<br>・基本協定書及び年度協定書のひな型（案）は、現時点ではお示しできません。<br>・協定書は、指定の議決後に、提案内容を踏まえて協議のうえ、確定します。<br>【指定管理料の定め方】<br>・指定管理料は、提案いただいた内容を元に定めます。<br>【物価変動の扱い】<br>・通常の物価変動は、リスク分担表（仕様書別紙2）のとおり、指定管理者の負担となります。<br>・ただし、物価が大きく変わった場合は、協議のうえ、指定管理料の変更を検討します。 |
| 8 | 運営体制 | 地元雇用 | 選定基準の「地元雇用」は、市内にお住まいの方の雇用を指すとの理解でよろしいでしょうか。採用にあわせて市内へ移り住む方も含まれますか。 | 選定基準書 2③ | ・ご認識のとおり「地元雇用」は、室戸市内に居住する方の雇用を基本とします。<br>・採用に伴い市内へ転入される方も含めて評価します。 |
| 9 | | 再委託 | 仕様書19の「管理運営の根幹に係る業務」に当たる業務の範囲をご教示ください。 | 仕様書 19 | ・「管理運営の根幹に係る業務」は、指定管理業務の全部又は主たる部分の一括、運営責任者の業務、利用許可・利用料金に関する業務、事業計画・収支・個人情報の管理、市との連絡調整などを指し、これらは第三者に委託することができません。<br>・清掃、警備、設備点検などの部分的な業務は、市と協議のうえ委託することができます。 |